

令和7年度「ここ滋賀」観光誘客機能強化事業業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度「ここ滋賀」観光誘客機能強化事業業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度「ここ滋賀」観光誘客機能強化事業業務

(2) 業務の内容

別添「令和7年度『ここ滋賀』観光誘客機能強化事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約の期間

契約の日から令和8年（2026年）3月31日まで

(4) 予定価格

6,300,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」 中分類：「諸サービス」 小分類：「旅行」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

- ・ 物品・役務電子調達システム
- ・ 滋賀県会計管理局管理課

(〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314)

4 説明会の日時、場所等

説明会は実施しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書1部

別添(様式1)により提出すること。

(2) 企画提案書

- ア 企画提案書の形式は、A4 サイズ(縦書き・横書きは不問)とする。
- イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて5頁以内とする(表紙は除く)。
- ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。
- エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。
 - (ア) 企画内容の骨子
 - (イ) 具体的な内容(以下の内容を盛り込むこと)
 - a 「ここ滋賀旅行割」の利用促進に繋がる効果的な広報の提案
 - ・誘客や取り組みに係る情報発信について具体的な方法および広報媒体
 - ・旅行代理店申込時に申込可能な宿泊施設数および施設名
 - b 参加施設と円滑に連絡調整を行う取り組み
 - c その他業務全体を通して工夫する点
 - (ウ) 旅行者向け「ここ滋賀旅行割」PRチラシの案
 - (エ) 業務執行体制

(3) 概算価格書

概算価格書には、「令和7年度「ここ滋賀」観光誘客機能強化事業業務委託仕様書」に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、副本4部とする。正本には事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

なお、副本4部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこととし、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他

社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の(1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合は、同登録証の写し、(2)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し、(3)高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署の届け出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し、(4)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し、(5)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し、(6)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し、(7)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し、(8)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し、(9)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定

通知書（労働局発行）の写し、(10)「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し〔ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証、イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録、ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録、エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証〕を添付すること。

6 企画提案にかかる質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 7 年（2025 年）4 月 30 日（水曜日）正午まで受け付ける。

(2) 質問方法

別添（様式 2）の「質問票」により電子メールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

「質問票」で受け付けた質問に対する回答は、滋賀県公式サイト内にある「ここ滋賀」のページにて 5 月 2 日（金曜日）を目途に公表するものとする。

「ここ滋賀」URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/cocoshiga/>

(4) 質問票の提出先

下記 12 の担当部署まで

7 応募方法

(1) 提出期限

令和 7 年（2025 年）5 月 12 日（月曜日）15 時 00 分まで

(2) 提出方法

持参（平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。最終日は、15 時 00 分まで。）または郵送（簡易書留郵便に限る）。

ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、企画提案書等を郵送した旨を、必ず電話で連絡すること。

(3) 提出先

下記 12 の担当部署まで

8 審査

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査および審査会において、滋賀県ここ滋賀（以下「当所」という）が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を選定する。

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者を審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、審査会対象事業者が6事業者を超える場合は、審査員3名により、審査会の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に6事業者までを審査会の参加候補(以下、「参加候補者」という)とする。

イ 審査会

(ア) 設置および開催日(予定)について

設 置：当所および県関係所属の委員3名をもって設置する。

開催日：令和7年(2025年)5月14日(水曜日) ※予定

(イ) 審査基準

各審査委員は、下記項目①～⑧について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける(5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格)。

なお、項目①②は評価点を3倍、項目③④⑥を2倍、項目⑤を4倍の重みづけを行うものとする。項目⑨～⑬については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき1点、項目⑭の評価内容を満たす場合は5点を各審査委員の合計点数に加点する。

審査委員の採点(項目①～⑧)および項目⑨～⑭の加点分を集計し、総合点数の最も高いものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、審査委員の総合点数が60点未満の場合は、契約予定者とししない。なお、集計が同点の場合は、委員長の審査結果が上位の者を上位とする。

【審査項目】

項目	審査の視点	配点
企画内容	①客や取り組みに係る情報発信について媒体等を活用した具体的な内容・方法が提案されているか。	15
	②旅行代理店申込時の申込可能な宿泊施設数は10施設を超えるか。	15
	③旅行代理店申込時の申込可能な宿泊施設の中に北部3市の施設が含まれているか。	10
	④効果的なPRチラシ案が提案されているか	10
	⑤参加施設と適切に連絡調整が行える体制が整っているか。（参加施設および滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合からの問合せに随時対応することが可能であり、情報共有を行えるか。また、その他の工夫。）	20
価格妥当性	⑥経費削減に配慮されている等、価格が妥当な内容か。 予定価格の80%未満…評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点	10
実現可能性	⑦事業を円滑に遂行できる実施体制となっているか。	5
	⑧全体のスケジュールが無理のない具体的な内容か。	5
	合計	90

【加点項目】

項目	評価内容	配点
社会政策推進	⑨ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑩ 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届けをしているか。	1
	⑪ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
	⑫ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑬ 環境マネジメントシステムのうち、5 (5) に掲げるいずれかの認証・登録を受けているか。	1
県内事業者の優先	⑭ 滋賀県内に本店を有する事業者であるか。	5
	合計	10

(2) 審査結果

審査会での審査結果は、企画提案書の提出があった事業者全員に文書で通知する。

(3) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面(任意の様式)により、当所に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。ただし、当該期間には土曜日、日曜日および祝日を含まないものとする。

当所は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

9 契約の締結

審査会で選定された提案者は、企画提案書等の内容をふまえ、当所と詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

また、契約予定者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルに要する経費は、全て参加者負担とする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

12 問合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-15-9 日本橋 T S ビル 3 階

滋賀県ここ滋賀(日本橋オフィス) 担当：岸田

TEL：03-6225-2951 FAX：03-6225-2950

E-mail：cocoshiga@pref.shiga.lg.jp